

柴垣 和夫 元東職執行委員長の証言

ヒアリング日時:2018年11月26日

柴垣による補正:2019年6月15日

「音声記録の間違っている箇所を柴垣氏が訂正した上での校閲済み原稿」

就職したら組合に入るのは当然／社研職組の組合員に

佐々木:それではよろしくお願いたします。

柴垣:こちらこそよろしくお願いたします。

佐々木:柴垣さんは、社会科学研究所(社研)に入ってから退官するまで、一貫して社研・東職の組合員で、のちには東京大学職員組合(東職)の執行委員長も務めました。そもそもなぜ組合に入ったのですか。組合加入の経緯から伺いたいと思います。

柴垣:僕は5年間の大学院生活を終わって、社研に助手(現在の助教)として入ったのですが、社研の組合は創立以来教員中心の組合でしたから、助手になったら「組合に入るのは当然」の常識みたいになっていましたね。

佐々木:そういう雰囲気だった!

柴垣:社研の組合は、設立が史料編纂所の組合よりも古いと聞いたことがある。助手と助教授が組合に入り、教授は入らないということで、発足したらしい。当初はそういう仕切りができていたようです。

佐々木:そうなのですか。

柴垣:大学の管理運営は教授会自治が建前でしたから、教授は管理者だと言うことで、そこで線を引いたらしいのです。当時の助教授で一番の年配者が氏原正治郎さんでしたが、氏原さんは教授になっても脱退しなかった。さらにその次の世代の潮見俊隆さん、高柳信一さん、渡辺洋三さんなども教授になっても脱退しなかったので、氏原さん以降はずっと組合員のままでした。もっとも皆さん、所長になったら一時的に離れましたけどね。

佐々木:多くの方が東職執行委員長をなされましたね

柴垣:そういう雰囲気でした。もともと僕たちの世代は、戦後の民主化の中で、中学・高校の社会科で労働組合のことを習っていましたから、就職したら組合に入るのは当然のことだと思っていた。それに僕は大学院生時代に、当時農学部の院生だった平田熙君などと全学大学院生協議会(のちの東大大学院生協議会)という自治組織の設立運動をしていまし、大学院の自治会は、メーデーや60年安保闘争の際のデモでは学生自治会ではなくて東職の隊列に参加していました。だから、就職したら組合に入るとするのは自然の流れでしたね。

もっとも、国立大学の組合というのは、国家公務員法によって団体交渉権もなければ争議権もない。その結果、組合としてやれることは限られています。社研の組合がやっていたことと言えば、メーデーに参加するとか、東職が取り組む平和と民主主義、大学自治の擁護の運動に参加するほかの独自の取り組みは、所長手許金の中から職員に対して支給する一人数千円程度の金額(組合ではボーナスへの加算という意味で「プラスアルファ」と呼んでいた)の交渉をすることくらいでした。所長手許金の主な財源は科研費です。

研究者が科研費を獲得して研究を実施すると、当然事務量が増え事務職員の負担が増えます。そこで、その増える負担に対する手当の財源として、科研費を獲得した研究者(グループの場合はその代表者)がその一部を拠出してそれを所長に拠出する、その中から一定額を所長の判断で職員に配るといったものです。この「プラスアルファ」をいくらにするかを組合が所長と交渉するのが、社研独自の組合の仕事だったので。しかしこれは科研費の性格からそもそも違法ですし、実質的にも変な話して、組合員である研究者が研究費を削って組合員でない職員に支給する手当を組合が交渉するというのもおかしいと言うことで廃止されました。

当時、事務職員はほとんど組合に入っていませんでした。のちに僕が助教授になったころから、職員の中にも組合員を増やさなければというので努力し、かなり増えましたけど。

佐々木:結構増えましたよね、図書職員もね。

柴垣:図書職員は最初から組合員でした。庶務、会計などの一般事務に組合員がほとんどいなかった。そこに渡辺福治君などが配置換えで社研に移動してきて、事務系組合員の拡大に取り組んでくれました。その結果、事務職員の中でも何割かが組合に組織され、彼らも教員が研究費を削って職員に出すというのは筋が通らないということで、廃止に賛成してくれました。科研費に伴う業務も、大学の研究教育に協力するという点で当然やるべき仕事で、プラスアルファの労働ではないと理解してくれました。

佐々木:それはそうですね。

柴垣:助手の頃の組合活動というのは、そんなところですよ。もちろん東職として取り組んでいた人勧闘争や平和運動をはじめする全国的な運動の集会やデモには参加していました。あと、社研の組合では、委員長には助教授、副委員長には助手がなるという慣行ができていて、それも年功序列のローテーションでやっていく慣行でしたので、いずれも経験しました。

佐々木:そうすると助手とか助教授というのはほとんど組合員……。

柴垣:そうです。東大紛争までは氏原さん以下全員が組合員でした。紛争後に採用された助手と助教授の中には、組合に入らない人が出てきましたけどね。それまではほとんど自動的に加入していました。そもそも、組合員であるべきか否か、といったことを深刻に考える必要がなかった、と言っていいかもしれません。

佐々木:そうすると組合員に入っただけのデメリットと言うか、あるいははじめとかいうのは全くない。

柴垣:それはなかったですね。社研というのは、戦後民主主義のもとで作られた研究所なのです。具体的には、当時の南原総長が、これからの日本の政治や社会は社会科学的な認識のもとに運営されなければならない、ということで、軍需生産に協力した第二工学部の講座の一部を取り上げて作った部局ですから。

佐々木:そういう雰囲気というのは東大全体にあったのですか。

柴垣:南原、矢内原の両総長の時代にはあったでしょうね。もちろん学生自治会の運動と総長が対立するという点では一貫していましたが。

佐々木:それはある意味では立場が違うから当然……。

柴垣:いや、立場が違うということじゃなくて大学観、大学の自治に関する理解が違っていただけですね。大学側は、大学の自治は戦前以来の教授会の自治で、学生の自治活動は教授会自治の保護下にあるものだ、のちに東大紛争の確認書で破棄される「東大パンフ」(正式には東大学生委員会が寄贈し1965年11月に東京大学名で発表された文書『大学の自治と学生の自治』)の考え方で一貫していた。それと、自立した自治活動を主張する学生自治会の大学観との違いです。

院生時代東職の隊列で安保デモ／助手時代大管法反対で全学助手集会

佐々木:そういう時代を経て日教組の賃金闘争があったり、東大でいうと勤勉手当の差別支給反対闘争があったり、そして東大闘争があったりという形で大きく時代が流れていくわけですけどそういう中で、特に印象に残っている取り組みはおありですか。あつ、これは素晴らしいだとか……。

柴垣:古くは1960年の安保闘争ですね。その時私は未だ大学院生で組合に入る前のことですけど、東院協の前身となる大学院の自治会はだいたい東職にくっついて行動しました。大学院生というのは、身分は学生ですが、学部学生と違って研究者として助手に近いでしょう。だから研究者を組織している、直接には東職の旗のもとに参加していました。条約が自然成立した6月15日にも、僕は家内と一緒にダコセ(大学高専教組)のデモに参加し、車が燃える国会前から地下鉄で帰宅したことを覚えています。助手になって組合に入ってから、大学管理法制定の動きに対する反対運動です。これに対しては、社研の組合としてというよりは社研の助手会として、大管法反対の全学助手集会を呼びかけ、実現しました。面白かったのは、社研の助手会が呼びかけたら、佐藤誠三郎君など法学部の助手諸君が出てきて、主導権をとろうとしたことです。法学部には全学のリーダーだっという意識がありましたからね。

佐々木:ちょっと信じられない。

柴垣:その際は、法学部の助手諸君はおおいに頑張ってくれた。それは悪いことじゃない、彼らの名を立ててあげた記憶があります。法経両学部の教授を講師とする大管法反対の講演会も組織したのではなかったかと記憶します。大学ぐるみでの反対で、この際は政府のほうで法案の提出をあきらめました。

佐々木:はあ、そういう時代もあったんですね。

柴垣:そうです。僕の指導教授だった大内力先生にも講演してもらいました。その講演で、大学の論理と政治の論理が根本的に違うことを学びました。政治の論理とは、最終的には事の当否を多数決で決めるということですね。しかし、大学は学問の研究とその成果に基づく教育を使命とするという機関です。そして学問の世界で、新しい真理は必ず当初は少数意見として登場します。少数意見として出てくるものが必ず新しい真理とは限りませんが、新しい真理は必ず少数意見として出てくる。ですから学問上の当否の判断は、政治の世界では有効な多数決原理は通用せず、かえって学問の発展を阻むものとなる。学問の世界では専門家集団によるピアレビューが不可欠で、それが教授会の自治、大学の自治の根底にあり、政治権力の介入を排除しなければならない理由もその点にある、というものです。

佐々木:思い出しました。僕も何回かそれを現役時代に聞いた記憶がある。

柴垣:それから半世紀経った後年のことになりますが、僕が日本学術会議第19期の会員だったとき、「現代社会における学問の自由」という報告書を取りまとめる機会がありましたが、そこでもこの点に触れました。そしたら今年の『朝日新聞』の憲法月間の特集に、社説で先の点の趣旨が引用されていて(2017年5月18日朝刊)、嬉しく思いました。

佐々木:それは今でも事実ですよ、忘れられているようですけども。

柴垣:そうです。だから大学の人事は専門家の判断でなされなくてはならない、それに対する例えば学長の介入とか事務の介入とか、ましてや文科省、政治家の介入には絶対に賛成できない。管理運営も教職員学生などの構成員全体がそれぞれの立場で参画すべきだと思いますが、そしてそこではどうしても多数

決で処理しなければならない場合があるとしても、可能な限り論理に基づく合意形成が必要だと思っています。こういうことを大管法の運動の中で学んだというか、身につけたことは確かでしたね。

佐々木: その後もいろいろな取り組みがあったのですね。

柴垣: 1964年3月に僕は助手の任期が終わって、一年間浪人しましたけれども、助教授になったのが65年4月です。そして順番が来たら社研の組合の委員長をやりました。

東職委員長就任の経緯／先行した東大紛争中後の加藤体制での活動

佐々木: では、話を進めて、東職の執行委員長に就任した経緯をお聞きしたいと思います。僕の印象ではなかなか渋っておられたと記憶しますが……。

柴垣: はい、相当渋りました。いくつか理由がありました。簡単なことから言えば、社研から出した東職の執行委員長は、1966年前期の高柳信一さんのあと助手の本間重樹君(69年後期)や助教授の稲洋之助君(73年)など、僕を飛び越えて後輩世代に移っていた。その理由はすぐ後でも触れるように、東大紛争中に登場した加藤(一郎)総長代行→総長時代に、僕が大学執行部に近いところで仕事をやらされていたためだったと言えますが、そういう意味で順番が過ぎているのだから、お役御免になっているはずだという認識もなくてはなかった。

渋ったことにより積極的な理由としては、この執行部に近いところで仕事をしてきたこと自体があります。全学的な東大紛争が終わったのは1969年の早春でしたが、その4月から僕は未だ助教授なのに全学の大学院学生委員会委員、72年4月からは経済学研究科委員、同年10月からは全学の大学院協議会委員をやらされました。他方、69年12月には改革担当の総長補佐、70年2月からは改革委員会(教官)の幹事に任命されました。改革委員会(教官)は、学生・職員の代表を加えて大学改革委員会に発展する予定で、とりあえず教官だけで発足したものです。委員は各部局から任期付きで出てくるのですが、助教授5人(小生のほかは法学部の石井紫郎、工学部の川上秀光、教養学部の西川正雄、宇航研の高柳和夫)で構成された幹事団は、向坊(隆)委員長の下で、加藤総長代行時代の改革準備調査会の報告を引き継いで、全学の教育・研究・管理運営の諸問題について調査・研究し、委員会を実質的にリードする役割を担いました。結果的には学生と職員の参加がえられず、書類の山を積み上げただけで73年3月に解散し、空しい結果となりましたが、その作業の過程で、大学の中枢部のいろんな動きとか人脈とか、また各部局の実態を相当程度知ることになりました。このように、大学の執行部の近くで仕事をしてきた人間が、突然執行部と対決しなければならない組合の委員長になって良いものかどうか、大いに迷ったのです。

しかも、委員長就任の要請を受けた時(1976年秋)は、林健太総長の任期があと半年という時で、僕は紛争中に林さんとはほとんど付き合いがなかったけれども、次期総長には改革委員会(教官)の委員長だった向坊さんが有力視されていました。向坊さんは、加藤総長の任期満了による改選時には「僕は絶対やらない」とおっしゃっていたのですが、林さんが終わる頃には「次はやってもいい」と言われていました。僕はそれを直接聞いて知っていましたから、僕が委員長になれば、その後向坊さんが総長になる可能性が高く、団交で向坊さんと対決するのは心情的に辛いものがあり、それも渋った理由の一つでしたね。

教授で組合の委員長になることの是非での悩み

柴垣:しかし、委員長就任に躊躇した最も大きな理由は、僕が1973年6月に助教授から教授に昇進していたことと関係があります。僕以前に委員長を務めた先輩たちには錚々たる方々が多いのですが、皆さん委員長に就任したのは助手か助教授の時代なのですね。教授になってから委員長に就任した人はいないのです。社研というところは、教授と助教授の間に上下関係も権利上の実質的差別もなく、教授会も(教授人事を除いて)一緒に運営していましたから、僕自身はあまり意識したことがなかったのですが、全学的には助教授を含めた会合を教授総会と呼び、法制上の裏付けのある教授会は教授のみで構成する部局もあつたようです。

佐々木:それはよく聞きましたね、助教授以下は絶対に入れないという部局もあると。

柴垣:そういうところでは、教授という身分は管理職だという意識が強くなります。それで管理職の一員が組合員になる、とりわけ組合の委員長になるというのはおかしい、教授会の意見と組合の意見が対立したときどちらの立場に立つのか、という議論が根強くありました。先ほど述べたように、社研ですら発足時に教授が組合に加入しなかったのは、こうした考え方によるものだったと思います。委員長に就任した後のことですが、他部局の人から「教授なのに、よく引き受けられましたね」と言われたことがあります。

佐々木:それはずっと続きましたよね。

柴垣:そういう雰囲気もありましたから、教授で委員長になるのが本当にいいことかどうか、というのが気がかりでした。しかし、理論的に考えれば、教授であろうと助教授であろうと、国との関係で言えば被用者として労働者なのです。労働組合に加入し、役員になるのは憲法上の権利です。

佐々木:僕なんかは、何で渋るのだろう、絶対に就任してもらわなきゃダメだという思いが強かったですね。

柴垣: そうですね。

佐々木:でも、結局は引き受けたわけですね。

柴垣:そうですね。今言ったような理論的当然性と、社研職組が東職委員長を出す順番に当たっている以上出さないわけにはいかない、という責任感みたいなものだったかな。それに改革委員会(教官)をはじめ、加藤総長時代の仕事が73年頃にはすべて終わっていて、その意味ではひまになっていて、最後はつめ腹をきらされたのですね。

佐々木:そうでしたか、でもやっぱりやってもらってよかったです。東職にとっては待望の委員長誕生でしたから。

柴垣:最後の決断は「エイ、ヤー」です。だけどあなた方が僕の決断を割と評価してくれたのは嬉しかった。そこで、「どうせやるなら楽しくやろう」と割り切ったらね、何の障害もなくなりました。

佐々木:いやあれは強烈な印象でしたね、やっぱり「組合は楽しくやらなきゃだめですよ」っていつも言ってくれたてましたね。

柴垣:そういうことでね、引き受けたのです。

執行委員長就任後最初の試練／事務局長団交の人数制限問題

佐々木:委員長時代で、特に印象に残っていることには、どんなことがありますか。

柴垣:先ずは就任して数ヶ月経った頃だったか、最初の試練、委員長として試されるような事件がありました。

何事かと言うと、当時東職と大学当局との交渉には、書記長が中心になって行う事務局長交渉と、執行委員長が中心になって行う総長交渉の二つがありましたが、いずれも双方の出席者数に別段の制限はありませんでした。ところが、僕が就任して最初の春闘のさいの事務局長交渉(1977年3月28日)で、開会直前に事務局から「東職の交渉参加人員を20人以下に制限せよ。制限しなければ会わない」と通告してきたのです。たまたま研究室にいた僕は、東職書記局からの電話でその知らせを受け、一瞬「これは事務局長交渉だから、僕が出る幕なのかどうか」とも思いましたが、その背景を考えるとすぐに容易ならぬ大問題だということに気がきました。

交渉と言っても国家公務員法によって団体交渉権は剥奪されていますから、労働法上の団交ではありません。10年近く前の東大紛争以来、学生が編み出して武器とした「大衆団交」が組合の交渉にも持ち込まれ、医学部附属病院で看護婦さんの勤務条件の飛躍的改善を勝ち取った病院職組と当局との交渉も、徹夜の大衆団交による成果でした。そういう数による圧力がなければ、成果があげられないという実態が現実としてあり、その意味では人数制限のない大衆団交は、組合の既得権だったのです。当局側も、それを知っているからこそ人数制限を強力に迫ってきたのだと思いました。他方、あるべき団体交渉が、正当な代表権を持つ相互に承認された代表同士の秩序ある交渉によって行われるべきだと言うことも、抽象論としては正論です。

研究室から書記局に向かって歩きながら、この大問題にどう立ち向かうべきかを考えました。あくまで人数制限を拒否して対決を続けていくのも選択の一つで、おそらく従来の路線であればそうしたのでしょうか、僕は、組合のイニシャチブによって何か打開策を考えた方がいいと思ったのです。もちろん、当局の要求に従って人数制限を受け入れることはできない、それでは既得権が侵害されることになります。抽象的には不当なことであっても、組合の既得権というのは(当局側も)大事にしなければいけないのですよ。

佐々木:それぞれ言い分がありますからね。

柴垣:僕は膠着状態が続くのもどうかと思って、東職の書記局から事務局長に「会いたい」と直接電話したのです。その時の問答を今も覚えています。まずは秘書が出てきて「事務局長は今不在です」と言う。それに対する僕の答はこうでした。「あなたが事務局長からそのように答えなさいと言われているのか、本当に不在なのか、そこはわからないけれども、事務局長は多分僕と会いたいと思っていると思う。事務局長と連絡がとれるのだったら、東職委員長が話したいと言っていると伝えてほしい。もちろんあなたがこのことを取り継ぐかどうか、それはあなたの自由ですが、とにかく僕は、今から5分間この電話の前で待っていますよ」というのがそれです。そう言って僕は電話を切ったのです。そしたら5分も経たないうちに事務局長から直接電話がかかってきたので、「このままじゃ良くないですね。今すぐ事態打開のための話し合いをしましょう」ということで合意したのです。そのとき、「何人で来られますか」と聞かれたような気もしますが、ここでまた人数制限が蒸し返されては元も子もないと思い、「緊急に集まっている三役と書記局メンバーで参ります」と答えたら「それじゃあお待ちしています」ということで、時計台に行ったのです。4、5人で行ったのじゃないかな。そしてそこでは、大衆団交は困るという当局側に対して、組合としては人数制限を一方的に飲まされることはできないし、大衆団交的な交渉でなければ全然要求が通らないというこれまでの事態をあなた方も理解すべきではないかと述べました。団交への組合側の出席者については、東職は連合体なので東職執行委員会のメンバーと各単組の代表者、各専門部の部長の出席はどうしても必要だ、と言ったように思います。それだけで2~30人になるはずですよ。

佐々木:その日はそれぞれの言い分を述べ合ったということで終わったようですが、翌29日に書記長と総長補佐との話し合いがあり、そこで「20名以下」という前提は撤回され、「人数制限はしないことを前提しつつ、交渉のため用意された部屋の大きさを念頭に置いて」ということで落ち着いたようでした。そして30日は春闘の全国統一実力行使の日でしたが、東職では朝ビラと昼休み約200人の組合員による学内デモを成功させた上で、午後3時から20数名の参加者による事務局長団交を行いました。今日、たまたま東職書記局に寄ったら、団交があつて総括をしていたので、ちょっと興味があつたので、人数制限はどうですかと聞いたら、「人数制限はありません。場所の広さに入れる程度で、今日は20人ほどよく集まりました」と言うことでした。東職の伝統が残っていると言うか、偶然だったけれども今のお話と繋がっていると感じましたね。

柴垣:その事務局長交渉の部屋、僕は知らないのです。総長交渉は50人ぐらい入る教室だったですね、総長交渉は教室でやっていた。

佐々木:そうですね、ずっと前にはね。本部庁舎ができてからは、本部6階の人事課会議室で開かれています。

柴垣:後日談ですが、その後新年度に入ってからでしたが、林総長が所長会議だったか評議会だったかで、「今の東職委員長はなかなか良い」と褒めていたという話しが伝わってきました。ある程度節度があるというふうに理解されたのかもしれませんが。そういうこともあつたせいかも知れませんが、その後工学部長から電話があつて、「柴垣先生、一度工学部の学科主任会議において願えませんか」というお招きがありました。

技官問題で工学部長に招かれ／主任会議で組合論を話す

佐々木:工学部長のお名前は？

柴垣:誰だったか覚えてないけど、個人的に付き合いのある人ではなかったと思います。

佐々木:それで主任会議に呼ばれて…。

柴垣:主任会議に呼ばれたのは、たしか技官問題だったと思います。当時は生研もそうでしたが、工学部の組合の中心的担い手が技官でした。技官というのは教員でもなければ事務職員でもない、その中間に位置する存在でした。教員の研究や学生に対する教育の支援・補助をする役割を持っていて、工学系の研究室では不可欠の存在でしたが、待遇はあまり良くないし、また学科や研究室が違つて使われ方に大きな違いがあつて、当人たちに自身のアイデンティティが自覚できない不満が渦巻いていました。僕は文系の教員でしたからそれほど技官問題に詳しくなかつたので、実質的に役に立つような話はできなかつたのですが、主として話したのは「教授・助教授の皆さんが組合に加入して、組合の中で技官の皆さんと話し合い、問題解決の道を探るのはいかがですか」ということでした。「国立大学の組合というのは、雇用主である政府との関係で組織されているもので、本来管理職である学長と部局長を除いて全員が組合員になる資格がある。極端に言えば学部長も学部長組合という管理職組合を作れるし、ちなみに国立大学の学長で構成している国大協は、事実上学長組合の側面をもっているのではないのでしょうか」と話したら皆さん驚いていましたね。さらに、「私見では、国立大学の組合は、雇用主である政府との関係で対決はするし要求もするけれども、大学の中では教員・助手・事務職員・図書職員・技官・看護師・用務員などさまざまな職種間で生じる利害の摩擦は、本来は争うべき問題ではなく、むしろ協議の場で話し合いを持って解決すべき、あるいは政

府への要求を含めて解決の方向を探るべき問題だと思う。その際、政府に雇用されている構成員全員が入れる組織は実は組合しかなく、もし大多数の構成員が加入した工職や東職ができれば、教授会とか評議会とかの正規の機関では処理しきれない問題を、組合内の職種間の協議によって解決していくことができるのではないかと、やや理想論を話したのです。非常に平和な話し合いで終わったのが印象に残っています。こうした僕の発想というか組合観が、のちの「仕事と職場の見直し」運動への取り組みに繋がっていくこととなります。

佐々木: いったい、そのような発想は、どういうところから生まれたのですか？

柴垣: やっぱり改革委員会(教官)での活動で、全学の実態を勉強したことが背景にありますね。

佐々木: 時期もダブっていたのですか？

柴垣: ダブっていたのではなくて、委員長になる前の経験です。

佐々木: あー、それが生きていたわけですね。それが一つの理論的基礎になっているわけね

柴垣: 人脈的には後に学部長や学長になった人々と知り合って、その後もいろいろ話を聞いてきたということがあるし、それを通じて東京大学の実態を初めて知ったって言うかな。大学の辺境に位置する社研などにいると全然わからないことでした。特に学部の実態を知ったということが、僕には非常に面白かったですね。

佐々木: それは多くの人から聞きますね、他の学部の人と知り合って、文科系の先生は理工系の先生と知り合って、良かったって…。

柴垣: 異業種交流が大いにできたということですね。僕のとりえは、いろんな部局の人たちと知り合っていたという、そういうところにあったのかもしれませんが。やや大げさな言い方ですけどもね、生協まで含めて、大学で働いている人々の仕事は、附属病院産科で赤ちゃんを取り上げる助産婦さんから始まって、世の中にある職業のほとんどとオーバーラップしています。ないのは葬儀屋さんくらいかな。

佐々木: 理学部には試験管を作る名人芸の人がいた。

柴垣: 多種多様な仕事を持っているさまざまな人達がいる、しかし唯一の共通点は政府から雇われているということ。そこに組合の意味もあるということ。しかし、むかしも組合員は多数派ではなかったけれど、それでも3,000人以上はいた。今は非常に少なくなっているようですね。僕は、国立大学の法人化はほとんど良いところはなかったと思っていますが、唯一労働組合の団体交渉権が回復されたことで、組合員も増えて組合活動は発展すると思っていました。ところが現実はそうでないようですね。

「仕事と職場の見直し」運動に取り組む／教員と職員の協業と分業

佐々木: ところで、柴垣委員長時代に取り組んだ大きな課題に「仕事と職場の見直し」運動がありました。

柴垣: 「仕事と職場の見直し」というテーマそのものは、日教組大学部から降りてきたものですが、僕にとっては、改革問題で色々勉強したことを組合運動に生かす上で格好のテーマでした。東職として「仕事と職場の見直し」をするとすれば、自分たちの、雇用者つまり労働者としての側面での共通性、その最大の課題は賃金問題ですが、そういった共通性のみならず、多種多様な仕事そのものに即した組合として課題、運動がありえないか、と考えたのです。その場合の基準は何かと言うと、大学の使命である研究と教育です。教育と研究に即して、自分の今やっている仕事は現状でいいのか否か、を問う運動でした。一方で無駄な仕事を明るみに出すと同時に、他方ではもっと増やさなければいけない仕事、場合によっては新しく作

り出さなければならない仕事はないのかを、組合の主体性のもとで検討する運動でした。この運動は、特に事務職員や技官の仕事内容にかかわる事柄でしたので、彼らを対象としたかなり詳細なアンケート調査票を作ったはずですが、もっとも、現実には時計台に組合がなく、各単組でも組合の事務職員組織率が微々たるものでしたので、ほとんど実効性をあげられなかったのですが、このような実践に取り組む際の考え方の基礎となったのが、先輩同僚だった高柳信一さんや渡辺洋三さん等の大学論でした。具体的には、大学における教員と職員の関係は、身分的な上下の関係ではなくて、協業と分業の横の関係なのだ、大学の使命である研究と教育を主として直接担うのは教員だが、それを支える技官や職員が存在しなければ大学は成り立たない、というものです。

「東職確認書」における自治の担い手としての職員／教員と職員の協業と分業

佐々木:それは東大闘争での「職員は大学自治の担い手」であることを確認した「東職確認書の」考え方でもありますね。

柴垣:そうです。「東職確認書」は、大学と学生自治会との間で確認された「確認書」とともに非常に大きな意味があります。ここで脇道に逸れますが、一つのエピソードを紹介しておきましょう。冒頭で述べましたように「確認書」は「大学の自治は教授会の自治」という「東大パンフ」の考えを破棄して「学生、院生、職員もそれぞれ固有の権利を持って大学に自治を形成していること」を確認したのですが、この実現には、東大紛争の末期 68 年の 12 月 17 日に、僕を含む経済学部・社研・新聞研の助教授 8 名が、「東京大学の危機に際して」と題して加藤代行に紛争解決策を提起した声明(いわゆる「8 教官声明」)が一定の貢献をしたのではないかと考えています。「東大パンフ」は「大内パンフ」とも呼ばれているように、加藤総長代行のもとで代行代理を勤めた大内力先生が学生委員長時代に起草したものでしたが、大内先生は僕の指導教授でもありました。僕たちは、学生たちの東大闘争の本質は大学を巡る理念闘争であって、「東大パンフ」を破棄することが個々の争点の措置よりも大きな課題なのではないかと考え、声明の署名者でもある馬場宏二君と大内先生にお会いしてその旨を進言し、先生の了解を得た上で声明を発表したのでした。それはとにかく、「東大パンフ」の破棄が、その後の特に技官や職員層の組合運動に大きな力となったことは確かです。

佐々木:例えば技官の地位向上運動とか、あるいは教務職員の制度の矛盾とか、そういう問題は、それぞれの職種の人たちが自立して大学の教育・研究・診療を支えているのだ、という観点から取り組むことによって発展しているのではないかと思います。

柴垣:じつは「仕事と職場の見直し」運動にはもう一つ後日談があって、僕が東職委員長を辞めた後のことですが、向坊総長が、自ら委員長をされたものの竜頭蛇尾に終わった改革委員会(教官)の課題をもう一度取り上げられ、その準備のための私的な諮問委員会を組織されたことがありました。メンバーはのちに総長になった工学部の吉川弘之、法学部の塩野宏、医学部の開原成允、教養学部(仏文)の小林義彦、生産研の増子あきらの各氏と社研の僕だったと記憶しますが、僕は東職の経験を買われたのか教員と職員の職務の在り方を担当することになりました。焦点の一つは部局によって利用のされ方が千差万別であった「助手」の問題でしたが、僕はさらに東職の「仕事と職場の見直し」運動で十分に調査しきれなかったアンケート調査を幾つかの部局で全数調査してもらいました。教員調査では部局ごとにサンプリングで教授・助教授・助手別に標準的な一週間の生活時間配分を記入してもらいました。ところがこの調査は、ちょうど政

府による公務員の勤務の引き締めが問題となった時期とぶつかり、下手に公表すると大学教員の自由時間=研究時間が「引き締め」の対象になりかねないということで、発表が見送られました。今もどこかに調査結果の資料が残っているはずです。

東職執行委員の家計簿公開

佐々木: 春闘・人勧闘争の一環として、東職執行委員が家計簿を公開したことも、特記すべき一コマでしたね。

柴垣: そうですね、でも、あれは何のためにやったのでしたかね。

佐々木: 賃金闘争でいくらほしいか要求額を集約するのに、執行部が率先して自分の生活実態を示し、要求額を提示することによって、組合員にもそれを促すという狙いでした。

柴垣: 僕の場合は、収入面で、教育公務員としての給料のほかに、年間 100 万円くらいの講演料や原稿料収入があった。これも公開すべきだろうと言うことで公開したら、相反する 2 種類の反応がありました。年間 100 万円も稼いでいるのかという反応と、たったそれっぽっちかという反応です。普通に研究と授業だけをやっている人と比べれば稼いでいるほうかもしれないけど、しかし、産学共同にどっぷりつかっている教授たちと比べるとほんの涙のしずくみたいなものでした。

佐々木: 国立大学の教授の給料っていうのは、裁判官などよりずっと低かったのじゃないですか

柴垣: ずっと低かった、半分以下でしょう。裁判官の給与というのは、行政職や教育職の年功型の賃金と違って、最初から高く年功による上昇カーブは緩いのです。当時、国立大学の学長で組織されていた国立大学協会(国大協)は、政府に対して一貫して「裁判官並みの給与」を要求していました。その点では、国大協は学長組合という性格、先に述べた管理職組合の性格をもっていたのですね。政府の反応は「そうしてもいいが、国立大学全部だと人数が多すぎる、旧帝大だけなら・・・」というものだったと聞いています。

佐々木: そうですか、今はどうなのでしょうかね

柴垣: 今は法人化されたから、各大学法人で決めているのではないですか。

佐々木: でも全部一律のようですよ、まあ前と同じだろうけども

柴垣: ただ、極端に言えば学長以上の高給を出して、外国人を呼んでくるということも可能になったのではないですか。民間企業、日産のゴーンみたいな・・・。

佐々木: そうかそうか、でも家計簿公開というのはユニークな取り組みでしたね。勇気がいるし、でもよく皆さんやりましたね。

柴垣: それはそうだ、初めてやったことだからね。

総長選挙制度改革の提案／改準調の拒否権方式を林総長は拒否

佐々木: あと、東職だけの運動ではなく、学生や院生の自治会と共同で取り組んだ総長選挙制度改革の取り組みがありましたね。

柴垣: そうでした。それは僕の委員長 1 期目の初期(1976 年の秋)に、ある意味で僕が言い出しっぺで取り組んだものでした。前に述べたように、東大紛争中・後の加藤体制の下で、当局側で相当ラディカルな大学改革の構想が検討されていました。その内容は、『改革準備調査会報告書』(東京大学出版会、1969 年)

や、改革委員会(教官)の議事録を中心に大学の広報委員会が発行していた『改革フォーラム』に全貌が残されていますが、その大部分が生かされなかった。「東大紛争とかけて何と解く」「薄皮まんじゅうと解く」、「そのころは?」「餡(案)ばかり」と揶揄されたものです。

佐々木:そうでしたか、今思うと、あの『報告書』はすごく良くできていますね。もっとも、当時は組合も学生自治会も全部無視なり、拒否するような感じでした。最近、あそこで提案された諸提案を具体的に進めていったら、東大は変わったのではないかとか、あるいは文部省に大きく影響したのではないか、と言う話を耳にすることがある。

柴垣:僕は改革委員会(教官)の当事者でもあったから、すべてお釈迦になったことが非常に残念だった。そこで委員長に就任して、何か実現できないかと考え取り上げたのが、総長選挙制度の改革でした。具体的には加藤総長時代に総長提案の形ででていた総長候補者に対する、学生、職員の除斥投票制度だけでも実現できないか、と考えたのです。

佐々木:リコール権はそれなりに取り組んだと思うけど……。

柴垣:紛争当時は学生自治会も職員組合も拒否したのです。それから数年経っているけれども、もう一度提起してみる価値はありそうだと思って、東職から学生や院生の自治会に呼びかけたのです。いずれも呼びかけには答えてくれたので、三者で当局に協議を申し入れ、当局も「総長の責任で」会合を持つことは受け入れたのです。

佐々木:結構いい要求でしたよね、せめて候補者への除斥投票権を与えろと……。

柴垣:しかし、林総長は三者との「協議の会」は開いてくれましたが、任期が残り少ないことを理由に、ほとんど何も答えなかったですね。「総長任期が残り少ないので無理だ」との一点張りでした。改革そのものにはノーとは言わないし、言えないえないわけですが、結局やる気がなかったということですね。やはり、時すでに遅し、でした

佐々木:あとで読み直してみると、改準調や改革委員会(教官)の『報告書』には、けっこう素晴らしいことが書いてあるのですね。当時の闘争の雰囲気の中では、十分読み取れなかったのかな。

柴垣:紛争後も教官の方は、全部ではありませんが、改革への意欲が残っていたと思います。社研などではあまり変化なかったと思いますが、経済学部では、昔の教授会の権威主義的な雰囲気はなくなったようでした。教授会にポロシャツやアロハシャツで出席するスタッフも現れたようです。制度的な改革にまでは行かなかったが、実質的にはけっこう変化があったのではないのでしょうか。特に教員と職員の関係で……。

佐々木:それは幾つかの所であったようで、例えば史料編纂所では、職員を含む全所員集会ができたそうです。色々な部局で、全構成員の自治の影響は掘り起こせば結構出てくると思う。そういう目に見えない改革と言うか発展は、随分あるようですね

早朝 1 時間の決起集会で訓告「処分」／通知文書を巡って当局とやりとり

柴垣:あと、僕個人として忘れられないのは、委員長 2 期目の春闘です。1978 年 4 月 25 日に日教組大学の指令によって行った早朝 1 時間の「実力行使」で総長から「訓告」の「処分」を受け、その文書の授受を巡って当局とやり合ったことです。「実力行使」と言っても、始業時間の午前 8 時半から時計台前で集会をして学内デモを行い 9 時半には解散するのですから、実害はほとんどないといって

良いでしょう。まして僕の場合、通常の出勤時刻は、大学院の授業がある日でも 10 時過ぎですから、むしろ異常に早い出勤なのです。

佐々木: 訓告されたのですか。

柴垣: 訓告処分です。もっとも処分といっても「訓告」は「嚴重注意」とともに、「戒告」のような履歴に残る正式の不利益処分ではありませんが。そして、処分されたのは、集会参加者全員ではなく、また委員長の僕一人でもなく、集会に参加したのを当局によって現認された人々、事実上は東職と単組の役員の一部でした。

佐々木: そういう処分は、不当処分として「返上」するのが、東職の慣行でしたが…。

柴垣: 僕もはじめはそうするつもりでしたが、訓告書の内容を見て、違った対応をすることになりました。というのは、当局による処分のやり方、具体的には部局長を通じて訓告書を渡すというやり方に、僕としては問題を感じたからでした。

佐々木: どんな問題ですか。

柴垣: 6 月に入って、所長から訓告の通知があったとして文書を見せられたのですが、そこには、「貴職が東京大学職員組合執行委員長として」「大学当局の警告にもかかわらず勤務時間内に食い込む職場集会等を企画し、参加組合を指導し、開催したこと」が訓告の理由として明記されていました。この内容つまり僕への訓告は、集会参加を現認した故の訓告ではなくて、東職委員長としての指導責任を問うているわけです。所長が「どうしますか」というので、「今までどうされていたのですか」と聞くと、「皆さん受け取りを拒否したので、この机に溜まっているよ」という返事でした。

僕は「東職委員長としての行為を社研の所長から訓告される筋合いはないので、総長から直々に受け取りたい。そう総長に伝えてほしい」と返したのですが、所長は困った顔をしていました。

佐々木: 部局長もやりにくいですね。

柴垣: 所長を困らせるのが本意ではないので、僕は受け取らないけど預かり、僕から総長宛に「総長から直接受け取りたい」旨の文書をつけて、内容証明付きの郵便で送り返すことにしました。改革委員会(教官)で大学改革にとともに取り組んだ向坊総長と直接会って「訓告」を受けるとともに、人事院勧告問題などについて実質的な議論がしたい、という思いがあったためでした。

佐々木: それでどうなりました

柴垣: 送ったら、今度は先方からも内容証明つきで郵送されてきた。所長経由でなく、直接僕あてにです。

佐々木: 郵便局配達員からも受け取りらないことにしたと思うが。

柴垣: 僕の手元に訓告の文書が残っているところを見ると、僕は再返送はしなかったようです。所長経由での訓告ではなくなったことと、「不当な処分」であっても形だけ拒否して訓告書が所長の机の引き出しに残るよりも、むしろ組合運動への「勲章」として受けとった方がよいのではないかと考えたからだったと思います。

組合員の減少をどう見るか／法人化と組合の団体交渉権

佐々木: 社研と東職での組合活動についてのご経験をお話いただきましたが、現在は先ほど触れましたように組合員が激減しています。日本全体についても労働組合の組織率は 18%くらいにまで低下したと聞いています。今はそういう厳しい状況にあるのですが、このような現状をどう見ますか。

柴垣: 印象では、僕が60歳で定年退官したあとの20数年の間に、法人化もあって国立大学は大きく変わったようですから、無責任なことは言えません。この十年ほど、後輩の皆さんからよく言われるのは、「先生はちょうどいいときに定年になりましたね、羨ましい。今は大変ですから」と。そうだったのかもしれないとは思いますが、ただ僕が不思議に思うのは、法人化には良くないことが沢山あるとしても、労働組合の立場からいえば団体交渉権の回復によって当事者能力が獲得してきたわけですね。それなのに組合員が減少するとは…。

佐々木: そうですね、僕も今日の団交の様子を聞いたら羨ましかったですよ。具体的に交渉がやれるわけですから

柴垣: 同席したのですか。

佐々木: 出席したわけではないですが、交渉から帰ってきた人達から聞いたのです。労働協約に基づく交渉ですからね。

柴垣: 向こうにも当事者能力がある。

佐々木: そうそう、その通りです

柴垣: 僕たちの頃は、東大総長に人事院や文部省に「上申しろ」という要求しかできなかった。今は当局に当事者能力があるのだから、交渉によって結論が出せる、つまり成果が得られるのですね。僕は法人化を逆手に取って組合員を増やすと言うか、教職員全員が組合員になる条件ができたのではないかと思ったのですけれどもね。

佐々木: 有期雇用闘争で、50人くらい増やしたという話しは聞きました。しかし組合員が減っているのは事実です。ただ、東職に新しい動きがあることも事実のようです。かつて、部局単組の連合体である東職を一本化しようと何回か試みたが実現できなかった。しかし、今事実上の一本化が進んでいるようです。産別的になっていると言っているのでしょうか。東職前委員長の佐々木弾さんから聞いたのですが、今病院の職組はないのですが、看護師さんが直接東職に入っているので病院長と東職が交渉できるそうです。

佐々木: 現代の労働運動について、マルクス経済学的にどう見えていますか。

柴垣: 近年の世界と日本の労働問題については、話し出したらキリが無いのでやめておきましょう。あまり勉強していませんし。ただ第3次産業の比重が高まって、労働者の組織化が難しくなっていることは確かです。しかし、雇用関係がある以上労使の紛争は必ず生じますから、労働組合がなくなることはないでしょう。そして、労働組合の活動を保障している団結権、団体交渉権、そして団体行動権からなる労働基本権は、資本主義の長い歴史の中で労働運動や社会主義運動が獲得し、今日殆どすべての国の憲法や世界人権宣言に明記されるに至ったものです。大事なことは、これらの労働基本権は先人たちの運動がなければ存在しなかった権利だと言うことです。当たり前のことですが、現代に生きる私たちは、こうした先人たちの運動の成果のうえに現在の生活が成り立っていることを忘れないことです。そこに思いをいたすとき、組合運動への関心と参加への意志も生まれてくるのではないのでしょうか。

組合をつうじての人のつながり

佐々木: 最後に、先生の人生の中で、東職はどのような印象で残っているのですか。

柴垣: 今となってはもう懐かしい思い出ですが、執行委員長をやってよかったと思っています。「どうせやるなら楽しくやろう」でやったせいもあるかもしれませんが。

佐々木: 思い出すと、楽しいことがいっぱい……。

柴垣: 楽しいことばかりというわけではありませんが、東大改革を巡る活動と同様に、東職の活動を通じて、他部局のいろんな人々と知り合いになれたことは、大きな収穫でした。先日も当時の西島書記長や執行委員の何人かの方々とお会いして、懐かしかったですね。日本学術会議で、前に触れた平田熙君と顔を合わせた時も、東院協や東職時代の昔話に時の経つのを忘れました。

佐々木: 益川先生にも会ったとか。

柴垣: ノーベル賞を受賞したあと、彼が「9条の会」か何かで明治で講演したことがあってね。講演会の後ガーデンパレスに泊まっているというので、そこの和食の店で飲みかつ語りました。

佐々木: 副委員長でしたね、たしか。

柴垣: 外局からの副委員長だった……。

佐々木: けっこう組合での繋がりというのはあるものなのですね。本日はいろいろありがとうございました。

柴垣: こちらこそありがとうございました。